

海南省空き家利用希望者登録申込書

年 月 日

海南省長 様

申込者 住 所
氏 名

海南省空き家バンク制度を利用したいので下記のとおり申し込みます。なお、本制度により得た情報は、海南省空き家バンク設置要綱の規定に沿って私自身が利用し、他の目的には一切利用しません。また、申込書の内容の一部又は全部を所有者等の求めに応じて提供すること及び契約を行う前に建物状況調査を実施することについて承諾します。

記

住 所	_____
氏 名	_____
年 齢	_____ 歳
電 話 番 号	_____ - _____ - _____
ファックス番号	_____ - _____
E - m a i l	_____ @ _____
利 用 目 的	_____

- ※（1）海南省は情報の紹介や必要な連絡調整等を行い、協力宅建業者は物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為を行います。なお、協力宅建業者へは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲内の媒介にかかる報酬が必要となります。
- （2）海南省個人情報保護条例（平成17年海南省条例第11号）の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供その他本事業の目的以外のものに利用しません。
- （3）建物状況調査とは、国土交通省の定める講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。